

第1 大阪応用問題 (1) 模範解答

1 業務起因性を判断する基準について

労災実務において、精神障害の業務起因性の判断は、「心理的負荷による精神障害の認定基準」（以下「認定基準」という）に基づいて行われている。

そして、認定基準の要件は、①対象疾病を発病していること、②対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること、③業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したと認められないことである。

本件でも、以下、認定基準に従って業務起因性を検討する。

2 亡Zが対象疾病を発病していたといえるか (①)

亡Zは、X+16年10月から抑うつ気分などの症状が出てX+17年1月には「感情障害 (F32)」と診断された。

しかし、その後亡Zは回復し、X+20年までC心療内科を受診しなかったことから、X+16年10月に発病した「感情障害 (F32)」は一旦寛解したと考えられる。

また、亡Zは、X+21年からX+23年まで、年に1回心療内科を受診していたが、受診の頻度からみて、「感情障害 (F32)」が再発したとまで評価することはできない。

その後、亡Zは、X+24年10月にC心療内科において、「意欲がわからない。」「仕事が上手くいかず落ち込んでいる。」「仕事が手につかない。」などと訴えて、「自律神経失調」と診断され、同月以降、売上の書面について外形上売上があがっているかのように数字を書き換えた。そして、X+24年12月にはX+16年10月ころと同様に、遅刻が多くなる、仕事のスピードが遅くなる、やせていくなどの変調が第三者の目から見ても明らかになっていた。

したがって、亡Zは、X+24年10月にはICD-10における感情障害 (F32)の診断要件を満たすと考えられるので、同月に認定基準の対象疾病である感情障害 (F32)を発病したといえる。

3 X+24年10月の感情障害 (F32)発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められるか (②)

亡Zは、X+24年4月1日に、本社の営業部長として抜擢され、東南アジアに販路を拡大するためのプロジェクトのリーダーとなった。

かかる出来事を認定基準の別表1に当てはめると、「④役割・地位の変化等」における「配置転換があった」に該当し、特に心理的負荷の強度を「弱」とする事情も無いことから、少なくとも心理的負荷の強度は「中」となっている。

また、X+24年4月1日以降、亡Zは、1か月あたり150時間から190時間の時間外労働に従事していることから、「具体的出来事の心理的負荷の強度が労働時間を加味せずに「中」程度と評価される場合であって、出来事後に恒常的な長時間労働（月100時間程度となる時間外労働）が認められる場合」に該当することから、総合評価は「強」となる。

したがって、X+24年10月の感情障害 (F32)発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められる。

4 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したと認められないといえるか (③)

たしかに、亡Zは、X+16年10月に感情障害（F32）を発病し、X+20年4月ころ、X+21年に1回、X+22年に1回、X+23年に1回の割合でC心療内科を受診していることから、精神障害の既往症があり、個体側の脆弱性があったと考えることもできる。

しかし、X+16年10月の感情障害（F32）の発病も、同年4月以降、B支店の副支店長に昇進し、長時間労働（おおむね1か月あたり150時間）に従事すると共に、売上に対する責任や部下の管理業務に苦慮するようになったことが原因と考えられることから、業務起因性があると考えられる。

したがって、亡Zの精神障害の既往症は、業務起因性の可能性もあることから、業務以外の個体側要因と評価すべきではない。

5 自殺について

亡Zは、業務によりICD-10のF3に分類される精神障害を発病した後に自殺を図っていることから、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥っていたものと推定される。

6 結論

以上により、亡Zの自殺には業務起因性が認められる。

以上